

令和 3 年度松戸市中央基幹相談支援センター運營業務委託事業者の選考について

1. 公募スケジュール

公募開始	12 月 27 日（月）
応募書類の提出	2 月 4 日（金）
選考委員会（ヒアリング）	2 月 14 日（月）
自立支援協議会による審査・承認（決定）	2 月 16 日（水）

2. 応募結果

1 件（医療法人財団はるたか会）

法人概要：あおぞら診療所新松戸、相談支援事業の中核地域生活支援センターほっとねっと等の事業のために設立され、平成 25 年 8 月に松戸市の指定相談支援事業所の指定を受け、同年 10 月から現在に至るまで、松戸市の委託相談支援事業である松戸市（中央）基幹相談支援センター（松戸市障害者虐待防止・差別相談センター）を受託している。

3. 選考委員会委員

- （1）松戸市福祉長寿部長（選考委員長）
- （2）松戸市地域自立支援協議会委員
（特定非営利活動法人松戸市障害者団体連絡協議会 理事長 菊田陽子 様）
- （3）松戸市地域自立支援協議会委員
（社会福祉法人松戸市社会福祉協議会 主任 和田美穂 様）

4. 松戸市地域自立支援協議会の役割

- （1）選考委員会における選定結果の審査を行う。審査の結果、選定結果が承認された場合は、受託候補者の決定となる。
- （2）選考委員会において、当該選考条件の履行状況を継続的に確認すべきとの結論に至った場合は、選考条件の履行条件を継続的に確認すべきかどうか議論・決定する。

選考した事業者が適正に事業を実施するために、特に改善を要すると考えられる事項がある場合、選考委員会は選考にあたっての条件を付すことができる。

また、選考委員会において、当該選考条件の履行状況を継続的に確認すべきとの結論に至った場合は、その旨を、松戸市地域自立支援協議会に報告できる。この場合においては、同協議会において、選考条件の履行条件を継続的に確認すべきかどうか議論・決定される。

【松戸市地域自立支援協議会において選考条件の履行条件を継続的に確認することとされた場合】

今般の選考に基づく契約については、令和 4 年度（契約初年度）から 3 年間は同一事業者へ委託するものとしているが、市又は松戸市地域自立支援協議会において、その業務の実施につき著しく不適当と認めた場合等は、この限りではないこととしている。このため、選考条件の履行状況を確認した結果、市又は松戸市地域自立支援協議会において、事業者における業務の実施につき著しく不適当と認めた場合は、令和 4 年度から 3 年間の同一事業者への委託が行われない可能性がある。



※令和6年度以降は3つの基幹相談支援センターの公募・選考時期が揃う予定

5. 基幹相談支援センター運營業務内容

- (1) 総合的・専門的な相談支援の実施
- (2) 地域の相談支援体制の強化の取組
- (3) 地域移行・地域定着の促進の取組
- (4) 権利擁護・虐待の防止
- (5) 松戸市地域自立支援協議会専門部会の運営
- (6) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
- (7) 認定調査業務
- (8) 指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業
- (9) 松戸市指定事業

6. プレゼンテーション概要

- (1) プレゼンテーション 9:35～9:55

企画提案書をもとに約20分間のプレゼンテーションが行われた。法人の強みを活かした法人独自の取り組みとして以下の提案がなされた。

地域で医療を必要とする方とその家族に医療を提供し、地域や様々な専門家や社会資源と連携、役割分担しながら、その人とその家族の生活を支えてきた医療機関であると同時に、様々な生活の困難さを抱える人とその家族の相談と支援を同時に行っていることが法人の強みであると考えている。

総合支援法の改正や障害関連の新たな法律や制度によって、障害の範囲が難病や医療的ケアまで広がるなかで、医療法人が基幹相談支援センターを受託し、より専門的な研修や情報提供、具体的な支援についての助言ができる場を作りたいと考え、一部実施している。特に医療的ケア児支援法が施行され、これまで障害の領域にほとんど入っていなかった医療的ケアが必要な人とその家族の相談と支援については、法人本体と基幹相談支援センターが連携しながら地域のニーズにこたえていければと考えている。

- (2) 主な質疑応答 9:55～10:25

質問1 地域の相談機関との連携強化の取組について、「共同でネットワーク化や勉強

会、イベントなどを開催している」との（提案書の）記載があるが、具体的にどのようなテーマや内容を考えているか。

回答 1 松戸市で基幹相談支援センターを運営するなかで、高齢者や児童福祉などの他の支援機関の方々が、障害福祉サービスのことを知らないということに気づいたため、様々な課題を共有するにあたっては、共通言語で話せる環境を作らないと、お互いに理解できないのではないかと考える。小金圏域と常盤平圏域では「世帯丸ごと」のイベントを実施しており、中央圏域でも一昨年の3月に実施予定であったが、コロナの影響でできなかった。そのような形で、地域の福祉にかかわる方々が、ある程度、情報や言葉を共有したなかで、地域の課題や取り組みを検討できるような仕組みが必要と考える。そういったものを今後も検討、実施していきたい。

質問 2 平成 25 年度から、基幹相談支援センターの委託事業が続くなかで、業務が増えているように思われる。また、中央の圏域は大きな法人が少ないように思われるが、特に足りないと感じる分野、今後もっと力を入れた方がよいと考えている分野はあるか。

回答 2 中央圏域のエリアが一番広く、人口も多く、令和 3 年度から、基幹相談支援センターとして 3 圏域に分けて運営しているが、中央圏域の基本的な相談回数は昨年度の約 9,000 件と変わっていないように思われる。エリアが分かれたからこそ、今まで手が届かなかったところに手が届くようになったと考える。ひきこもりの支援対応を本格的に始めたことで、より専門的な知識やスキルを必要とするようになったと考える。医療的ケアなどが障害福祉の対象となるなかで、より幅広い知識であったり、今まで連携がなかった精神以外の在宅ケアをしている訪問看護ステーション、小児科の病院との連携のスキルが求められる。松戸市の障害福祉の分野の社会資源については、中央圏域に限らず、サービスの利用の点ではエリア内だけでは完結できないことが、3 センターで検討するなかでの、課題である。そのようなところは、松戸市のくくりや、近隣市を含めたくくりで考えることになろうかと思う。

質問 3 令和 3 年度から、3 圏域に分かれるなかで、これまでは基幹相談支援センター CoCo が対応していた中央圏域以外の相談者について、居住する圏域の基幹相談支援センターへの引き継ぎの有無や方法、問題は生じていないか、教えてほしい。

回答 3 相談者への対応については、居住する圏域の基幹相談支援センターが対応するものとしている。障害福祉サービスの利用がない方など、相談先が変わることにご納得いただけない方がいるのも確かであり、「機械的に分けるな」とお叱りを受けることもある。そのような方については、丁寧な説明、ご了解と、状況によって、2 つのセンターで情報共有し、しばらく平行して対応するなどしている。本人やご家族にご了解、納得いただき、無理をしない程

度に進めていきたいと考える。

7. 評価項目別平均得点率

評価項目（1 委員あたりの点数）	得点	得点率%
法人の概要及び実績（36 点）	76 / 108	70.4%
法人体制（9 点）	27 / 27	100%
人員体制（42 点）	118 / 126	93.7%
基本方針・運営体制等（66 点）	176 / 198	88.9%
業務実施方針・実施計画等（75 点）	171 / 225	76.0%
金額（22 点）	66 / 66	100%
総合計点（250 点）	634 / 750	84.5%